黒田忠史教授 年譜

| 雑誌名 | 甲南法学 |
|-----|------------------------------------|
| 巻 | 54 |
| 号 | 3 • 4 |
| 発行年 | 2014-03-30 |
| URL | http://id.nii.ac.jp/1260/00000588/ |

黒田忠史教授 年譜

歴

【研究歴・ 教育歴・職歴】

九四五 (昭和二〇) 年八月一五日、兵庫県加西市 (旧・在田村) にて出生

九六四 (昭和三九) 年三月 兵庫県立北条高校卒業

同年

四月 京都大学法学部入学

九六八 (昭和四三) 同年 年三月 四月

同

(昭和四五) 同年 年三月 四月

九七〇

同

修了

(法学修士)

京都大学大学院法学研究科修士課程入学

京都大学大学院法学研究科博士課程入学

年四月 法学部教授会出席開始 甲南大学法学部助手就任

(上記博士課程三年次在籍許可、

一九七二

(昭和四七)

(昭和四八) 年三月 京都大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学

同年

九七三

甲南大学法学部講師就任

四月 (前期集中で「外書講読」 (英語 A、

(ドイツ学術交流会[DAAD]奨学生・甲南大学在外研究員)

ドイツ連邦共和国テュービンゲン大学法学部学生

英語 B、

独語)

三コマ担当

(第一一セメスター)

登録

九七五

(昭和五〇)

年四月

甲南大学法学部助教授就任

同年

一〇月

同年 九月 ドイツ連邦共和国テュービンゲン大学法学部学生退学(甲南大学在外研究員期

間、 及びドイツ学術交流会[DAAD]奨学生期間終了、 帰国)。(後期集中で

九八〇 (昭和五五) 年一〇月~一九八一(昭和五六)年九月 講義「法史学」「法学」「演習」「外書講読 ドイツ連邦共和国ベルリン自由大学招聘フリー (英語、 独語)」 等、 担当 |開始

ドリッヒ・マイネッケ・インスティテュート(歴史・文化学部)

客員講師就

「日本史Ⅰ、Ⅱ」講義。甲南大学在外研究員

九八一 (昭和) 五六 年四月 甲南大学法学部教授就任 (講義 「西洋法史」「法学」「比較法」「演習」(三・四

年次)等、担当開始)。甲南大学大学院法学研究科修士課程講義「法史学講義」「法

(昭和五九) 年四月~一九八八 (昭和六一) 年三月 史学演習」担当開始:

法職講座

(法学部課外講座「憲法・初級」)

担当開

始

九八四

一九八九 (平成元) 年四月~同年九月 ドイツ連邦共和国フランクフルト・アム・マイン大学法学部客員研究

(憲法担当教員就任までコーディネーター代行)

(甲南大学在外研究員

員

(平成四) 年七月~九月 ドイツ学術交流会(DAAD)の招聘によりドイツ連邦共和国ゲッティン

ゲン大学にて在外研究 (甲南大学在外研究員

史Ⅱ」「比較法文化論」、「演習」、 甲南大学法学部経営法学科増設に伴い経営法学科教授(「西洋法史Ⅰ」「西洋法 隔年で「ドイツ法」・「EC法」担当)。一

養科目の廃止と広域副専攻科目の新設に伴い副専攻「法史」の担当開始

年

譜

九九四

(平成六)

年四月

九九二

九九五 (平成七) 年四月~九月 ドイツ連邦共和国ザールランド大学法学部にて在外研究 (甲南大学在外研

究員

九九六(平成八) 年四月~一九九七(平成九)年三月 法学部長・甲南学園理事 (二号)・評議員 (五号)・

大学院社会科学研究科法学専攻主任

甲南大学カウンセリングセンター所長。

経営法

学科主任

九九九(平成一一)年四月~二〇〇一(平成一三)年三月

二〇〇〇(平成一二)年七月下旬より約二ヶ月間 私学研修財団在外研究費補助金にて、アメリカとドイツで

調査・研究

二〇〇三 (平成一五) 年七月下旬より約一ヶ月間 野村学術振興財団研究者派遣プログラムにて、ドイツ連邦

共和国ゲッティンゲン大学にて在外研究

《従来の科目に加え「基礎演習」担当)。 法学科主任 匪 甲南大学法科大学院発足に伴い法学科と経営法学科が統合され、

再び法学科教授

法学部専門科目「法律学概論」(教職専門科目)の担当開始(定年まで)。

広域副専攻特設科目「社会生活と倫理」開設に伴い、「第三講 法と倫理」 担当開

始 (定年まで)。 二〇〇九 二〇〇八

(平成二一)

年 年

(平成二〇)

二〇〇四

(平成一六)

年

(平成二三) 年 「二年次演習」担当開始 (定年まで)。

二〇一四(平成二六)年三月 甲南大学定年退職

【非常勤講師】

ドイツ連邦共和国ベルリン自由大学フリードリッヒ・マイネッケ・インスティテュート(歴史・文化学部) 大阪経済法科大学法学部 九七七(昭和五二)、一九七八(昭和五三)年度「西洋法制史」

客員

講師 (Gastdozent)

九八〇 (昭和五五) 年度冬学期/一九八一 (昭和五六) 年度夏学期講義 日

本史Ⅰ、Ⅱ」講義

Ⅱ 部 一九八四 九八七 (昭和五九) (昭和六二) 年度夏季集中 年度「西洋法制史」 「西洋法制史」

一九八八 (昭和六三) 年度夏季集中 「西洋法制史」

九九五 (平成七) 年度後期集中、一九九六 (平成八) 年度~一九九七

(平成

名城大学大学院法学研究科

大阪国際大学法経学部

千葉大学法経学部 島根大学法文学部 大阪市立大学法学部Ⅰ部、

九 年度、 隔週土曜日Ⅲ・Ⅳ限「西洋法制史特講」「文献講読

九九八/九九(平成一〇/一一)年度後期「EC/EU法」、二〇〇〇

(平成

一二) 年度後期「EC/EU法」「私法入門

100九年(平成二一)年度 総合科目「法学入門」

二〇一二年(平成二四)年度前期「西洋法史A」

(平成二三)

年度後期「西洋法史B」·「大学院特殊講義」、

関西学院大学法学部・大学院法学研究科 二〇一一年

甲南高校

【学内委員・会議員】

〈一九七二(昭和四七)年度~一九九九(平成一一)年度。多くが複数回〉

貝 討委員会委員、 図書委員会委員、教育研究施設検討委員会委員、将来構想検討委員会委員、生涯学習・社会人教育検 員会委員、法職講座運営委員会委員、法学会評議委員、 会委員、学長候補者選挙管理委員会委員、学長辞任請求管理委員会委員、広域副専攻センター運営委 学部長代理、大学会議員、合同教授会議員、教務部委員、学生部委員、電算センター運営委員会委員: 課程委員会委員、言語教育センター・アドヴァイサリーコミッティー委員、中高推薦協議会委員、 議会委員、情報教育研究センター協議会委員、学術フロンティア運営委員会委員、職業指導委員会委 次期機種選定委員会委員、伊藤忠兵衛出版助成委員会委員、公開講座委員会委員、 補導協議委員会委員、 国際交流センター協議会会委員、スポーツ能力に優れた者の推薦入学試験選考委員会委員、 五号館建設委員会委員、学生相談室運営協議会委員、カウンセリングセンター運営協 入試制度検討委員会委員、入試実施委員、 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合委 入試出題委員、 カリキュラム委員 図書館商議員、 甲

〈二〇〇〇 [平成一二] 年度以降〉

二〇〇〇(平成一二)年度 委員、カリキュラム検討委員会委員 経営法学科主任、大学会議員、合同教授会議員、法学部創設四○周年記念事業企画

南高校とフランス甲南学園トゥレーヌ高等部との協議会委員、新学科設立委員会委員

二〇〇一(平成一三)年度 甲南大学国庫助成委員会委員、自己点検、評価実施委員、「法学・政治学への道しるべ」編集委員会委 法学部長代理、学生部委員会委員、日本育英会甲南大学委員部委員、 職業指導委員

員、法学部将来構想検討委員会委員、教授会親睦会幹事

二〇〇二 (平成一四) 年度 学生部委員会委員、 国際交流助成運営委員会委員、職業指導委員会委員、教授会親

睦会幹事

10011 (平成一五) 年度 大学会議員、国際交流助成運営委員会委員

二〇〇四 (平成一六) 年度 法学科主任(正)、大学会議員、法学部自己点検・評価委員会委員、法学部教育実践

委員会委員、補導協議委員会委員、組換DNA実験安全委員会委員、自己点検・評価実施委員

二 〇 五 (平成一七) 年度 法学部教育実践委員会座長、補導協議委員、公開講座委員会委員、 組換DNA実験

二〇〇六(平成一八)年度 法学部自己点検・評価委員会委員、 組換DNA実験安全委員会会委員、 教授会親睦

会幹事

安全委員会委員

二00七 二〇〇八 (平成二〇) (平成一九) 年度 年度 FD委員会委員(全学)、法学部教育実践委員会委員、総合研究所委員会委員 甲南学園広報編集委員会委員、法学部教育実践委員会委員、公開講座委員会委員

二〇〇九 (平成二二) (平成二一) 年度 年度 法学部入試制度委員会副委員長 総合研究所委員会委員、言語教育アドバイザリーコミッティ委員、法学会評議員

二〇一一(平成二三) 年度 入試制度検討委員会(全学)、法学部入試制度委員会委員長

二〇一二 (平成二四) 法学会評議員 年度 スポーツ・健康教育アドバイザリーコミッティ委員、甲南学園広報編集委員会委員!

譜

年 二〇一三 (平成二五) 年度 法学部図書委員会委員、 甲南学園広報編集委員会委員、 情報教育研究センター運営

【学外委員、等

法制史学会理事一九九八(平成一〇)~二〇〇三(平成一五)年度(三期)、二〇〇六(平成一八)/二〇〇七 (平成一九) 年度 (一期

松原市情報公開・個人情報保護審査会委員 二○○二(平成一四)年二月~二○一四(平成二六)年一月(二○

〇四年より会長

独立行政法人学術振興会科研費委員会専門委員 二〇〇四(平成一六)年一月~二〇〇五(平成一七)年一二月 (以後、辞退年を挟んで二○一三年まで合計四期

【所属学会】(会員期間未確認もしくは雑誌購読中心の「学会」は省略

法制史学会(一九七○年~)、比較法学会一九八五年~)、法社会学会(一九八七~二○一三年)、比較家族史学会 (一九八三~二○一三年)、日本EU学会 (一九九○~二○一二年)、国際歴史学会身分代表制度・議会制度史部

【学会報告】

会(二〇〇四年~)

「帝国直属自由騎士身分の社会と法」一九七七(昭和五二)年四月 法制史学会第二八回学術総会(於 慶應義

塾大学)

於

神戸学院大学

「近世ヨー ロッパの 院大学 『貧者無料訴訟権』」一九九〇 (平成二) 年四月 法制史学会第四二回学術総会 於 青山 学

「近世における国制と法の諸相」 一九九七 (平成九) 年一〇月 法制史学会第四五回研究大会ミニシンポジウ

ム・オーガナイザーの一人として「趣旨説明」(於 甲南大学)

「市民社会における法律家の役割」二〇〇一(平成一三)年三月 第二回日本・ドイツ社会学会議「歴史社会学

の意義と問題」(於

いわき明星大学)

「法曹養成の歴史的諸類型」二〇〇二(平成一四) の中の法曹養成」企画責任者としての「趣旨説明の報告」(於 年一〇月 法制史学会第五○回研究大会シンポジウム 龍谷大学) 「歴史

グロ ーバル化の中の法曹養成制度改革」二〇〇四 (平成一六) 年一一月 DAADシンポジウム「法と権力し

経済のグローバル化からの挑戦」(於 バンコク)

「法律専門職とジェンダー 「ハノーファー王国と比較した日本の初期議会主義の特徴」 二〇〇八(平成二〇)年七月 -比較法史学的一考察--」二〇〇五(平成一七)年一〇月 於 熊本大学 国際歴史学会身分代

表制度・議会制度史部会(於 サルディーニア島アルゲーロ)

「家系図作成は行政書士によってのみ可能か? 二〇一〇年一二月二〇日最高裁第一小法廷判決をめぐって」二 DAADアルムニ第一回東アジア法律家シンポジウム「司法の基礎と

課題 〇一三 (平成二五) 年一〇月 -裁判官の独立、 法的統一性の確保、 法の発展-__ (於 台北

年

譜

表彰】

二〇〇二 (平成一四) 年四月

一九九二(平成四) 年四月

二〇一〇(平成二二)年一〇月

甲南学園二〇年永年勤務者表彰

自治功労賞(松原市 甲南学園三〇年永年勤務者表彰

【著書】

業

績

覧

一、『西洋法制史料選Ⅱ 近世・近代』(佐々木有司編

『近代ヨーロッパ法社会史』(上山安敏編)

『十八世紀ヨーロッパの社会と思想』

(黒田編

共 一九八七

一九八七 一九七九 (昭和五四) 年一二月

創文社

共 共

(昭和六二) 年四月

ミネルヴァ書房

(昭和六二) 年八月

甲南大学総合研究所叢書七

九九四 (平成六) 年三月

共

甲南大学総合研究所叢書三四

(平成七) 年二月 名古屋大学出版会

Æ,

『近代ドイツ=「資格社会」

の制度と機能』

(望田幸男編)

共

一九九五

四、

『EUにおける国家と法』

(黒田編

四

「十八世紀末ハノーファーとイングランドの国制比較(一)」

単

一九八二(昭和五七)年一二月

甲南法学

第二三卷二号

甲南法学

単

一九八〇

年

譜

「近世ドイツ「帝国騎士身分」の法(三)」

「近世ドイツ

「帝国騎士身分」の法

、「近世ドイツ「帝国騎士身分」の法(一)」

[論文]

九

『道徳哲学の現在

社会と倫理

一』(安西敏三編)

共

二〇〇九(平成二一)年三月

甲南大学総合研究所

叢書一〇〇

共

二 〇 五

(平成一七) 年三月

甲南大学総合研究所叢書八二

八、

その周辺

(黒田編

『マックス・ウェーバーにおける「民族」問題と

弋 六

『国際的法摩擦をめぐる諸問題』

(黒田編

共 単

一九九七 一九九五

(平成九) 年一一月

甲南大学総合研究所叢書四八

(平成七)

年一一月

晃洋書房

『西欧近世法の基礎構造』

単 一九七八

(昭和五三) 年三月

甲南法学

第一八巻三・四号

(昭和五四) 年三月

単

一九七九

第一九巻三・四号

甲南法学

(昭和五五) 年三月 第二〇巻三・四号

弋 Ħ, 九、「Japanisches Recht (vor 1868)」 八、「ローマ・ドイツ法史における裁判費用と貧者無料訴訟権」 六、「十八世紀末ハノーファーとイングランドの国制比較(二)」 単 1 1 Die Juristen in den verschiedenartigen bürgerlichen ○、「国際法摩擦に於ける法制度と法文化の相違 | Landesherrschaft und Stände in den welfischen 『司法の自律性』の歴史的一類型 Territorien im Spätmittelalter 🛭 十八世紀ツェレ高等上訴裁判所の『構造』分析-|異文化間の法摩擦の原因を考える手がかりとして| Ergänzbares Lexikon des Rechtes.1/699.Luchterhand Verlag 単 単 単 単 単 一九九〇(平成二)年三月 一九八四(昭和五九)年三月 一九九〇(平成二)年一〇月 一九八七(昭和六二)年二月 一九八四(昭和五九)年二月 一九九七(平成九)年一一月 甲南法学 第二四卷三·四合併号 甲南大学総合研究所叢書四八 甲南法学 甲南法学 法制史研究 第二七巻二号 第二四卷二号 第三九巻

(甲南法学'14) 54-3・4

Gesellschaften—

—Versuch der vergleichend-historischen

単

二〇〇一(平成一三)年九月

甲南法学

第四二巻一・二号

一二、「法曹養成制度の歴史的諸類型

『理念型仮説』設定の試み

一三、「ナティオーン(国民、民族)

概念についての覚書」

単

四、

「法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史(一)

二〇世紀前半の独・日・米における

二〇〇二 (平成一四) 年九月

単

甲南法学

第四三巻

二 〇 五 (平成一七) 年三月

甲南大学総合研究所叢書三二

二〇〇六(平成一八)年三月

単

甲南法学 第四六卷四号

五、 「法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史(二)

法制度改革を中心に

法制度改革を中心に-二〇世紀前半の独・日・米における

単

二〇〇六(平成一八)年一一月

甲南法学 第四七卷第二号

二〇〇七(平成一九)年三月

単

(甲南法学'14) 54-3・4

年

譜

六、「日本近代「法律専門職」における国籍条件

『国民国家』(Nation-State)の光と影-

甲南法学 第四七巻第四号

一七、「ハノーファー王国と比較した日本の

初期議会主義の特徴_

めぐる動きを手がかりに――」

八、「職業倫理の 「法化」 「弁護士倫理綱領」を

一九、「ナチス期ドイツ『司法官試補共同営舎」試論

-ドイツ法曹養成史の一齣

単

二〇〇八 (平成二〇) 年三月

甲南法学

二〇〇九(平成二一)年三月

単

甲南大学総合研究所叢書一〇〇

二〇一二 (平成二四) 年三月

単

甲南法学 第五二巻第三・四号

【翻訳】

一、「等族制『憲法』テュービンゲン協約試訳

「帝国直属自由騎士身分の法『フランケン騎士法』試訳」

一九七二(昭和四七)年六月

単

甲南法学

第一三卷一号

一九七六(昭和五一)年三月

単

甲南法学

第一六巻 一~四合併号

三、「カール・レーヴェンシュタイン『第一次改革法案 以前のイギリスにおける議会代表の社会学的研究」

単

一九八五 (昭和六〇) 年三月

(甲南法学'14) 54-3·4

第四八卷第四号

譜

年

四、

U・アイゼンハルト「アンシャン・レジームにおける

裁判制度

Ŧį, マンフレード・A・ダウゼス

「マーストリヒト欧州連合条約の法的検討」

六、 チャールズ・マクレランド『近代ドイツの専門職

官吏・弁護士・医者・聖職者・教師・技術者―』

弋 宗教社会学 ヨハネス・ヴァイス「ヴェルナー・シュタークの ―ウェーバー宗教社会学への一対論―」

八 ウルリッヒ・アイゼンハルト

|欧州連合(EU)における法的統一の現状|

九 クヌート・シュルツ「中・近世ヨーロッパにおける

歴史的発展の諸様相 労働と余暇 -中世盛期から十八世紀に至る

一九八七

単

(昭和六二) 年七月 甲南法学 第二八卷一号

一九九二 (平成四) 年九月

単

一九九三(平成五) 年九月

晃洋書房

共

甲南法学 第三三巻 第一・二合併号

九九四 (平成六) 年三月

単

甲南法学 第三四巻第三・四合併号

一九九四 (平成六) 年九月

単

甲南法学 第三五卷第一号

一九九五 (平成七) 年三月

単

年四月 第三五巻第三・四号 東京布井出版

一九九八(平成一〇)

甲南法学

単

一〇、ペーター・ハイデンベルガー『アメリカ流裁判のやり方

-ドイツ人からみたアメリカの法文化と民事裁判―』

一九九九(平成一一)年六月

ミネルヴァ書房

共

単

二〇〇三 (平成一五) 年一二月

甲南法学 第四四巻第一・二号

二〇〇三(平成一五)年一二月

単

一三、「ドイツ・ニーダーザクセン州における

第一次法律国家試験の内容に関する資料(一)」

一二、ヴォルフガング・ゼラート

「ゲッチンゲン科学アカデミーの歴史と意義

一一、スティーヴン・コールバーク

『マックス・ヴェーバーの比較歴史社会学』

甲南法学第四四巻第一・二号

二〇〇四 (平成一六) 年三月

単

甲南法学第四四巻第三・四号

一五、「ドイツ・ニーダーザクセン州における

四、ウルテ・ゼラート「ドイツの司法における女性」

第一次法律国家試験の内容に関する資料(二)」

(平成一六) 年三月 甲南法学第四四巻第三・四号

単

二〇〇四

年

Ŧ, 高橋一彦著

司法改革とその時代 『帝政ロシア司法制度史研究

単

(平成一六) 年三月

譜

四、

前間良爾『ドイツ農民戦争史研究』

単

二〇〇〇 (平成一二) 年三月

稲元格「『リューベック法』研究のための一つの覚書」 他二篇

【書評】

六、

ウルテ・ゼラート「ドイツにおける弁護士の

職業上・身分上の義務」

単

二〇〇六(平成一八)年五月

同志社法学

第五八巻第一号

野田龍一「近世ドイツにおける弁護士成功報酬論」・

「ドイツにおける弁護士報酬規制」

前川和也編著「ステイタスと職業 社会はどのように編成されていたか―」

三、

単

一九九九(平成一一)年三月

法制史研究四八

法制史研究四九

(平成六) 年三月

一九九四

単

法制史研究四三

一九九七(平成九)年三月

単

法制史研究四六

六、三成美保編『ジェンダーの比較法史学

近代法秩序の再検討-

二〇〇八(平成二〇)年三月

単

【その他 (記事、事典項目、等)】

「領邦身分制国家と都市市民―L・T・シュピットラーの

ラント史叙述の観点と歴史像―」

二、「『ベルリンの壁』崩壊とドイツ統一に思う」

三、「法学教育における基礎法の役割

『西洋法制史』の立場からのコメント―」

五、「法史学」、「教職への道」

四、「グナイスト」

単 一九九一(平成三)年一〇月

一九九二 (平成四) 年一月

法律時報

第六三卷一〇号

単

『日本近代法一二〇講』

法律文化社

甲南大学法学部発行『法学・政治学への道しるべ』 単 一九九五(平成七)年四月

法制史研究五七

一九八五(昭和六〇)年一二月

単

比較都市史研究

第四卷二号

一九九〇 (平成二) 年一一月

単

甲南大学「学生部だより」一一一号

六、「初めての留学、以来二五/二七年」

七、「続・世紀転換期二〇年間の甲南大学法学部

(一九九一年~二〇一〇年)

単 二〇〇〇 (平成一二) 年一一月

「ECHO一六号—DAAD創立七五周年記念号—」

単 二〇一一(平成二三)年三月

甲南大学法学部発行『甲南大学法学部五〇年の歩み』